

関係的平等主義のさらなる発展に向けて

——行為と構造の区分を中心に——

宮本雅也

1. はじめに

最初に本書（森[2019]）の特徴を確認する。本書は、英語圏の平等をめぐる論争を背景として、関係的平等主義(relational egalitarianism)に属する特定の正義構想、すなわち潜在能力の充分主義の構想を明確に提示し、その擁護と洗練を試みている。くわえて、そうした正義構想から制度的含意を導く議論まで展開しており、体系的な正義の理論構築を目指す意欲的な著作と言いうる。

このような特徴を有する本書に対して、本稿では、同じく関係的平等主義を支持する立場から、関係的平等主義の理論をさらに発展させていくために重要な論点として、行為・相互行為と（社会）構造との区別を論じていきたい。この区別を論じることを通じて、関係的平等主義を道徳理論・規範理論においてどのように位置づけるべきかに関する評者の見解を提示する。

議論は以下のように進める。第II節では、本書において「相互行為」という語がどのように使用されているのかを確認した上で、それに対する疑問を提起する。第III節では、そもそもなぜ行為・相互行為と構造を区分して考えるべきなのか、その理由を二つ挙げる。第IV節では、評者自身の見解として、関係論を義務論とも帰結主義とも異なる理論的立場として理解する見方を提示する。

II. 本書における「相互行為」の用法とそれへの疑問

本節では、本書における「相互行為」という語の用法を確認し、それに対する疑問を提起する。

著者は関係的平等主義の定義的特徴を次のように述べている。関係的平等主義は、「平等理念を主体間の相互行為の（非）対称的關係性で定義する」(6)⁽¹⁾。つまり、相互行為における関係性の対等性が重要なのである。

しかしながら、この用語法には疑問がある。というのも、関係的平等主義に関する議論の文脈では、しばしば、「相互行為的」(interactional)は「構造的」(structural)の対義語として使用される。また、多くの場合、関係的平等主義は、行為ないし相互行為ではなく、社会構造に正義を適用する立場であると理解されている。

「構造」という語をどのように使用しているかを述べておこう。ここでは、ヤングの著作における用法を参照する。本書でも指摘されている通り、アンダーソンに対するヤングからの影響の強さを考えれば、ヤングの著作を参照することは自然であろう(160-161)。(社会)構造とは、個別の法や制度のことではなく、無数の行為と複数の法・制度や規範が複雑に絡み合った総体のこと、あるいはより正確には、そのような複雑な連関を特定の仕方で見るとわかるものである。構造と行為の間には再帰性がある。つまり、構造は個人の行為・選択に対して外側から強力な影響を与えると同時に、個人の行為に依存して存在するものである。すべての個人ないし十分に多くの個人が行為を変更する場合、

構造も変化しうる。「構造的不正義」とは、背景的な制度・規範が存在する中で、様々な個人による無数の行為が蓄積することで意図しない仕方では生じる不正義を意味する。個人の悪い意図をもった行為から生じる不正義や特定の法・政策から生じる不正義のことではない(Young [2011=2014: ch. 2])。

このような相互行為と構造を区分する用法からすると、本書において関係の平等主義が相互行為の語を用いて定義づけられていることには疑問が生じる。

しかし、この疑問に対する答えは明白である。つまり、著者は相互行為という語を、狭義の相互行為と構造の両方を含み込む仕方で使用している。というのも、本書で不正義の態様の類型化として「従属」(subordination)・「排除」(exclusion)・「差別」(discrimination)を提示する際、次のように述べられている。「そしてこれら不正義の態様は、私人間における意図的な加害行為のレベルでも、よりマクロな社会構造のレベルでも観念することができる」(174)。したがって、本書の関係の平等主義の定義に出てくる相互行為は、ミクロな行為とマクロな構造の両方を含んでいる。

そうであるとする、上記の三つの様態それぞれに対して行為と構造の二つの問題が存在し、全部で六つの問題が成立する。つまり、従属に関する行為、従属に関する構造、排除に関する行為、排除に関する構造、差別に関する行為、差別に関する構造の六つである。それゆえ、これら六つ全てに関する議論が本書で展開されている必要があることになるだろう。

しかしながら、従属・排除・差別それぞれに関して本当にミクロな行為とマクロな構造の両方の議論が十分に展開されているかは疑問である。この疑問が生じる理由は二つある。第一に、従属と排除の定義がなされる際、同時に例示がなされているのだが、ここで挙げられているの

が明らかに意図的行為の問題だけになっている。すなわち、従属の例として挙げられているのは一方的命令や脅しであり、排除の例として挙げられているのは罵倒、コミュニケーション拒否、殲滅である(174)。これらの記述からすると、従属と排除を意図的な行為の問題に限定しているように理解できてしまう。

第二に、本書第11章で差別が論じられるが、ここでの論じ方が差別に関する構造の問題を考慮するものになっていない。著者によれば、差別の判定基準となる「不合理ないし恣意的な理由に基づく」の部分は、「目的・手段審査と同じ構造で理解することができる」(286)。つまり、目的に十分な理由があるかと目的に対して適切な関連性がある手段であるかという2点から、差別が判断できる。しかし、この判定方法は構造の問題にはあてはまることができない。なぜなら、構造の問題は、(個人であれ集団であれ)特定の行為者の意図によるものではなく、誰の理由を評価するのかが不明であり、上記のような差別に関する行為と同じように審査することができないからである。

以上、本書における相互行為が狭義の行為と構造の両方を含んでいる点を確認し、従属・排除・差別に関して行為と構造の両方の問題として論じることができているのかという疑問を提起した。

III. 行為と構造を区分すべき理由

本節では、そもそもなぜ行為と構造を区別すべきなのか、その理由を二つ挙げておきたい。

第一の理由は前節における議論からもわかる点である。つまり、構造的不正義は、意識的・意図的な不正行為によって生じるものではないため、後者の不正行為と同じように評価することが適切ではないからである。既に述べたように、関係論の特徴として、意識的・意図的な行為の問題とは異なるものとしての構造的不正義

(ないし構造上の不平等)に主たる関心を向けるという特徴が挙げられる。

この点の例示として、本書でも取り上げられているアンダーソンの『統合の指令』(Anderson [2010])における議論を見てみよう。本書では主に治癒策としての「統合」(integration)が論じられているが、ここでは、その前提としての人種分離に伴う集団間不平等の問題をアンダーソンがどのように理解しているかがポイントである(184-189)。

彼女の議論は、社会理論の知見を取り入れた複雑なものであるため、単純化してまとめよう。その説明によれば、次のようなメカニズムで集団間不平等(ここでは人種間不平等)が成立・維持される。まず、特定の集団が偶然にある重要な財(例えば、土地や軍事技術など)のコントロールを確保する。このとき、当該集団は自集団への機会の囲い込みを行う、すなわち、集団外の人びとのその財へのアクセスを妨げる。このような集団間不平等がある領域で成立すると、模倣や適用によって他の領域にも拡大していく。くわえて、こうした不平等は、機会から締め出される集団へのステレオタイプの創出(怠惰や臆病などの属性帰属)などによって説明・正統化されることになる。このようなメカニズムで最初は偶然に成立した特定の財のコントロールから持続的な集団間不平等が現れる。この説明を前提にすると、集団間の分離をそのままにした平等化という解決策は成功せず、彼女の言う統合こそが適切な解決策となる(Anderson [2010: 7-11])。

ここで重要なのは、こうしたメカニズムの説明では、不正行為をする意図によらずに集団間不平等が持続するという点である。重要な財のコントロールを自集団に囲い込むことは、各個人の善の構想の追求の点からして許容可能な範囲の振る舞いである可能性が高く、ステレオタイプが定着してしまえば、それに無意識的に従

って行動することで集団間不平等は再生産される。これが正しいとすれば、誰も劣位の集団の人びとを意図的に排除しようとしなくとも、こうした不平等な関係が成立する。

このような意識的・意図的でない不平等の問題を分析するためにも、いったん行為と構造を区別し、正義・不正義を構造の問題として考える発想が重要なのである。

第二の理由は以下のようなものである。構造を介した視点からの評価と行為を直接見る視点からの評価がずれる可能性がある。そのような場合に、どちらを優先すべきかという問題を考えるためにも、いったん行為と構造を区別して考えるべきである。

例えば、不正義な構造をより正義にかなう方に変革するために必要とされる行為があるとしよう。そうした構造変革のための行為が、当該行為だけに注目する場合、当人の善の構想の追求という視点から見て大きくマイナスになるという場面がありうる。このような場面で常に構造変革のための行為を要請するとすれば、それは要求度が高すぎるであろう⁽²⁾。反対に、そのような場面で常に当人の善の構想の追求を優先してよいと考える場合、十分な数の人びとが構造変革のための行動を採ることはなく、不正義な構造が温存されてしまう。

もちろん、この種の問題が本書で無視されていると主張しているわけではない。むしろ、そうした問題を意識している記述が見られる。著者は、性別役割分業の意識が極めて強い社会で、夫が有償労働に専念することを「正義に反している」とまでは言えないとしている(232-233)。しかし、このような評価・要請の衝突の問題を本格的に扱うためにも、行為と構造を区別し、両観点からの評価がずれる可能性を認めるべきではないか。当該部分の本書の記述だけでは、より正義にかなった構造(意味秩序)に向かうべきという要請が、個々の行為場面での賢明さ

(prudence)の要請に対して過剰に妥協させられないようにする歯止めをどのようにかけているのかが不明確であるように思われた。

IV. この議論の暫定的な理論的含意

なぜ著者は関係的平等主義の定義において行為を入れることが重要であると考えののだろうか。ここでは、著者が関係論(relational theory)を義務論(deontology)の一種として理解しているからであると想定しよう。しかし、評者の考えでは、関係論を典型的な義務論と同一視しない方がよい。本節では、関係論は義務論にも帰結主義(consequentialism)にも還元されない独特の理論的立場であるという見方を提示する。なお、道徳理論・倫理学の通常理解とは異なる見方となるため、本節の議論は試論的なものにとどまるということは予め述べておきたい。

ここでは、義務論と帰結主義を次のように理解する。義務論は、道徳的ないし規範的な評価・判断の対象として「行為」(action)に注目する諸理論を意味する。義務論においては、行為の正しさの判断から、「～すべし」という規範的指令が発される。これに対して、帰結主義は、道徳的ないし規範的な評価・判断の対象として「事態」(state of affairs)に注目する諸理論を意味する。帰結主義においては、最終的に生じる事態の善さの判断から、「～すべし」という規範的指令が発される⁽³⁾。

ここで主張したいのは、関係論は、これらのどちらにも還元されない理論的立場であるという点である。ここでは、関係論を次のように理解しよう。関係論は、道徳的ないし規範的な評価・判断の対象として「社会関係」(social relation)ないし「社会構造」(social structure)に注目する諸理論である。このままでは根本的な評価・判断対象が二つになってしまうので、整理すると、第一義的関心は社会関係に置すが、避けがたい事実として、社会構造が関係を体現

してしまうため、社会関係への関心から社会構造への関心が派生するという理解になる。

このように理解された関係論が義務論とも帰結主義とも異なるという点を確認するため、関係や構造の評価が行為の評価にも事態(結果として生じる最終的事態)の評価にも還元されないという点を指摘しておく。まず、関係や構造の評価が行為の直接的評価に還元されないという点であるが、この点は、第2節・第3節と確認してきた通りである。ヤングやアンダーソンの議論のポイントは、個別的に評価した場合に行為に不正がなくとも生じうる構造的な不正義に注目するという点である。無数の行為の累積的效果として不正義が発生するという発想に立った上で、特定の不正義な関係に焦点を当て、どのようなメカニズムでその不正義が生じているかを診断することを規範的考察につなげる点に彼女たちの議論の特徴がある。これに対して、義務論の場合、個別の意図的行為が不正であるかどうかという思考を基本とする。この特徴のゆえに、例えば刑罰の正義においては、義務論は応報刑論と強い親和性をもつことになる。個別の行為に対してどのような処遇に値する(deserve)ものであるかを考えるという発想を採るからである。

次に、関係や構造の評価が事態の評価に還元されないという点を見よう。関係論者が重視している社会構造は、時間幅をもった社会的プロセスである。このとき、プロセス中に関係性を棄損するようなふるまいが含まれている場合、最終的な事態としてより望ましい関係や構造が実現していればよいという発想は採らない。例えば、有力な政治家がひどいヘイトスピーチを行ったとき、社会においてこの発言に対して強い反発が生じ、全体としては差別的関係が減ったとしよう⁽⁴⁾。この場合でも、その政治家と被差別集団に属する人との間の関係は棄損されているため、関係論は最後の事態だけを見て肯定

的に評価するわけにはいかない。この例では、行為を直接的に見ているわけではないが、関係への関心から個別的な行為の評価も行うことになっている。つまり、義務論とは異なる仕方ではあるが、結局、行為も間接的には考慮事項に入ることになる。くわえて、より望ましい関係や構造に近づくという帰結情報が関連性をもたないわけでもない。

それゆえ、関係論においても、最も重要な考慮事項が社会関係・社会構造であるとしても、行為や帰結の考慮がなくなるわけではない。また、前節で行為と構造を区別するべき第二の理由を挙げた際の例でもわかるように、社会構造の正義に関する要請が他の規範的要請（賢明さの要請など）と衝突する場合も存在する。

それゆえ、関係論者はこれらの複数の考慮事項を調停したりバランスさせたりする必要が出てくる⁽⁵⁾。評者の理解では、この点から関係論のもう一つの特徴が出てくる。すなわち、関係論は、理論上において、より高次ないし上位のレベルに何らかの実践的推論(practical reasoning)の手続きを用意し、上記のような衝突の場合も含めて何をなすべきかを考える必要がある。そのような行為理由に関する反省的思考の手続きを用意する必要がある。そのような手続きとしてこの文脈で最も典型的なものとしては、契約論(contractualism)が挙げられる(Scanlon [1998: ch. 5])。実際に、本書においても、二人称的視点の道徳に依拠するアンダーソンの試みを取り上げられている(141-143)。

本節の議論を次のように結論づけたい。評者

の理解する関係論には二つの特徴がある。第一に、行為に注目する義務論とも事態に注目する帰結主義とも異なり、関係論は第一義的には社会関係・社会構造に注目する。第二に、複合的な考慮事項を調整して行為理由につなげるため、関係論は契約論のようなより上位の実践的推論の手続きにもコミットする必要がある⁽⁶⁾。

V. おわりに

本稿では、以下のような議論を展開した。第一に、本書における相互行為が狭義のミクロな相互行為だけでなく、マクロな社会構造を含む仕方で使用されていることを確認した上で、従属・排除・差別に関して本当に両方のレベルの議論を展開できているのかという疑問を提起した。第二に、行為と構造を区別して考えるべき理由を二つ挙げた上で、著者自身が意識している問題を扱うためにも、いったん行為・相互行為のレベルと構造のレベルを区分する方がよいのではないかと指摘した。第三に、関係論を典型的な義務論にも帰結主義にも還元されない独特の理論的立場として理解するという見方を提案した。

正確には著者からの応答を待たなければならないが、著者と評者の間では関係の平等主義をどのように理解すべきかという点で意見が異なるのかもしれない。しかし、まさにこの理解の差異をめぐって議論をすることによってこそ、関係の平等主義をさらに発展・洗練させることができるであろう。

註

1. 森[2019]の頁数は()内に数字だけで示す。
2. これは行為功利主義に向けられてきた「過剰要求批判」(demandingness objection)とパラレルな問題である。
3. なお、より正確には、義務論の対になるのは目的論であり、帰結主義の対になるのは非帰結主義である。この正確な対で言うと、次のように言える。帰結（結果として生じる事態の善さ）に関する情報のみを関連

性をもつものとみなすのが帰結主義であるのに対して、非帰結主義は帰結情報以外も関連性をもつものとみなす。この際、最重要の非帰結情報が何であるかをめぐって、行為とみなす義務論と人格の性格とみなす徳倫理学(virtue ethics)が分かるとされる。本節の見解では、非帰結主義の内に、最重要の非帰結情報を社会関係とみなす関係論も存在することになる。

4. 石田原稿における反面教師的効果の事例も参照。
5. 一つの懸念として、このように論じる場合、他の立場が一元的であるのに対して、関係論だけ多元主義になっているのではないかという問題がある。
6. 誤解を避けるために述べれば、契約論にコミットすればあらゆる規範的要請の衝突がなくなると主張しているわけではない。ある種の場面では、衝突の緩和しかできないであろう。

文献

- Anderson, Elizabeth (2010) *The Imperative of Integration*, Princeton: Princeton University Press.
- Scanlon, Thomas M. (1998) *What We Owe to Each Other*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Young, Iris M. (2011) *Responsibility for Justice*, Oxford: Oxford University Press. =(2014)岡野八代・池田直子(訳)『正義への責任』岩波書店.
- 森悠一郎 (2019)『関係性の対等性と平等』弘文堂.

* 本稿は早稲田大学特定課題研究助成費 (2019E-028) の助成を受けた研究成果の一部である。